

# 事業所の 安全運転管理

～安全運転管理者のために～

福井県警察本部

交通企画課



# 目次

- 1 安全運転管理者の業務
- 2 自動車の使用制限
- 3 交通ルール遵守の職場づくり
- 4 歩行者の安全確保
- 5 交差点の安全通行
- 6 制限速度と車間距離
- 7 危険な運転の防止

(注釈)

法・・・法律「道路交通法」

規則・・・内閣府令「道路交通法施行規則」

安全運転管理者の方へ

運転する従業員の皆さんにお伝えしていただきたいことをまとめました。

道路交通法の改正や交通安全チラシもありますので、事業所の安全運転管理にご活用ください。



# 1 安全運転管理者の業務



## ○ 安全運転管理者は事業所内のリーダー

安全運転管理者は、事業所内の安全な運転を確保するための具体的な業務について、先頭に立って進める義務と責任があり、必要な権限が与えられています。

## ○ 安全運転管理者の業務

安全運転管理者が実施しなければならない業務は、運転者に対する交通安全教育で、下の2点に基づいて行います。

「交通安全教育指針」 (法第74条の3第2項、第3項)

「安全運転管理者の9つの業務」 (規則第9条の10)

# 1 安全運転管理者の業務

## ○ 安全運転管理者が行う9つの業務

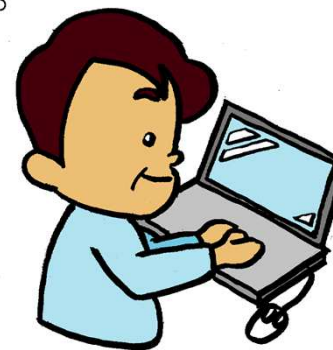
### ① 運転者の適性等の把握

運転者の運転適性、安全運転に関する技能・知識、道路交通法の遵守の状況を把握するための措置を講ずる。



### ② 安全運転確保のための運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止、その他安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成する。



# 1 安全運転管理者の業務

## ○ 安全運転管理者が行う9つの業務

### ③ 長距離、夜間運転時の交代要員の配置

運転者が長距離の運転または夜間の運転をする場合に、疲労感等により、安全運転を継続するおそれがあるときは、あらかじめ、交替する運転者を配置する。



### ④ 異常気象時等の安全確保の措置

異常な気象、天災その他の理由により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示や、その他安全運転を確保するための措置を講ずる。



# 1 安全運転管理者の業務

## ○ 安全運転管理者が行う9つの業務

### ⑤ 点呼等による安全運転の指示

運転者の点呼を行うなどにより、自動車の運行前点検の実施状況や飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがないかどうか確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与える。



# 1 安全運転管理者の業務

## ○ 安全運転管理者が行う9つの業務

### ⑥ 運転前後の酒気帯び確認

運転しようとする運転者と運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、その運転者の状態をもう目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。



※下線部は  
令和5年12月1日施行



### ⑦ 酒気帯び確認の記録・保存

運転前後の酒気帯び確認をした内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

※下線部は  
令和5年12月1日施行



# 1 安全運転管理者の業務

## ○ 安全運転管理者が行う9つの業務

### ⑧ 運転日誌の記録

運転者名、運転の開始と終了の日時、運転距離、その他運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる。



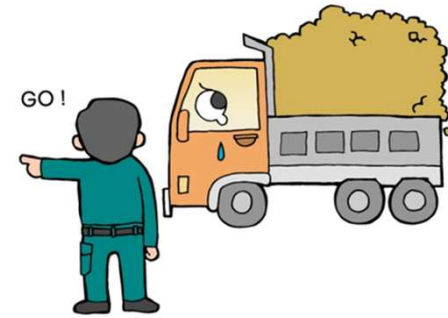
### ⑨ 運転者に対する指導

「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、安全運転に関する技能や知識などの指導を行うこと。





## 2 自動車の使用制限



### ○ 下命・容認に係る使用制限

使用者や安全運転管理者等は、運転者に対しては下記のような違反行為を命じたり、容認してはいけません。（法第75条第1項）

- ① 無免許運転（免停中の運転を含む）
- ② 最高速度違反運転
- ③ 酒気帯び運転、酒酔い運転
- ④ 過労運転、麻薬等運転
- ⑤ 大型自動車等無資格運転
- ⑥ 積載制限違反運転
- ⑦ 放置駐車（自動車運転代行業者は駐停車違反行為）

※ 運転者がこれらの違反行為や交通事故を起こし、使用者等が下命・容認の禁止義務を守っていなかったときは、処罰されます。  
※ 違反行為に使用された自動車に対しても使用制限処分が行われます。（法第75条第2項、令第26条の6第1号、第2号）

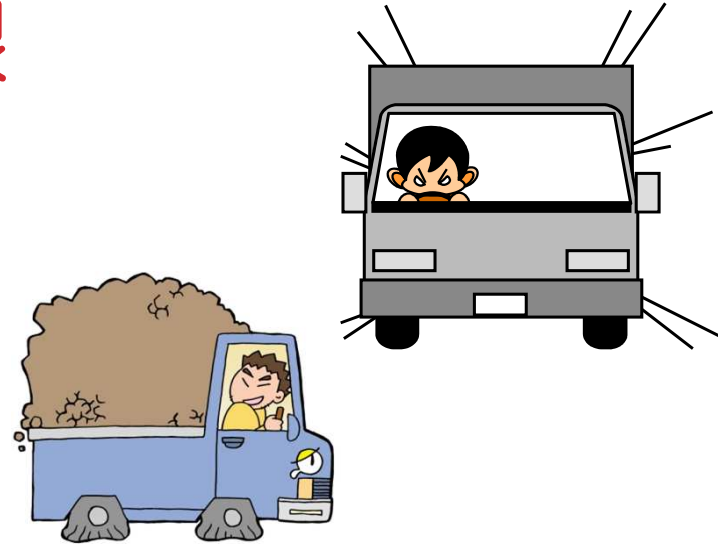
## 2 自動車の使用制限

### ○ 反復行為による使用制限

運転者が、

- ① 最高速度違反運転
- ② 積載制限違反運転（過積載）
- ③ 過労運転

をして、使用者が公安委員会から改善指示を受けたあと、その指示に係る自動車が1年以内に同様な違反行為を繰り返した場合は、違反の前歴の回数や自動車の種類に応じて、3か月を超えない範囲で自動車の使用が制限されます。（法第75条の2第1項）



## 2 自動車の使用制限

### ○ 放置駐車車両に係る使用制限

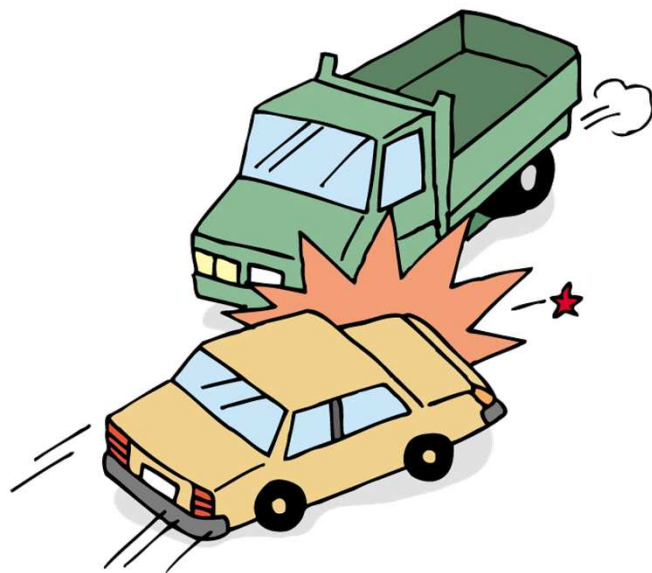
放置駐車違反の納付命令を受けた使用者が、標章が取り付けられた日前6か月以内に、同じ車両について納付命令を受けたことがあり、かつ、当該車両の使用者が著しく交通の危険を生じさせたり、交通の妨害となるおそれがある場合には、前歴と納付命令の回数、車両の種類に応じて、車両の使用が禁止されます。（法第75条の2第2項）



### 3 交通ルール遵守 の職場づくり

#### ○ 交通事故と企業の危機管理

交通事故は、地震や火災などの災害よりも、日常的で、発生頻度が高いと言えます。安全運転管理をリスクマネジメント（危機管理）の最優先として、交通事故防止に取り組みましょう。



# 3 交通ルール遵守の 職場づくり

## ○ 交通事故に係る責任

業務中に従業員が事故を起こし、他人を死傷させたり、財産に損害を与えると、運転者だけでなく、企業にも刑事上、行政上、民事上の責任及び社会的責任を果たすことが求められます。

### ① 刑事上の責任

交通事故によって人を死傷させると、加害運転者は事故の内容によって過失運転致死罪、危険運転致死罪等に問われます。

企業においても、使用者等に対して違反行為の下命・容認に対する罰則が定められています。

また、運転者が業務に関して、法令で定める特定の違反をした場合には、法人または人も処罰される両罰規定があります。

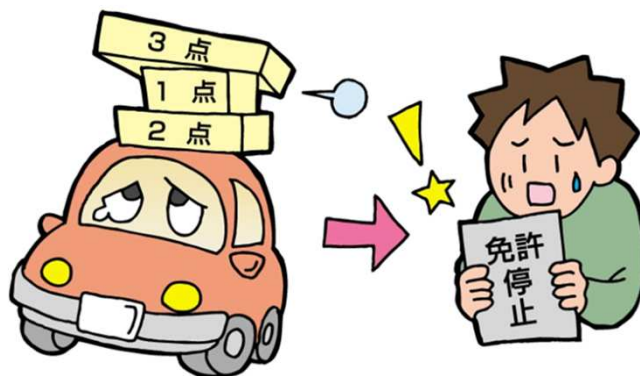
# 3 交通ルール遵守の 職場づくり

## ○ 交通事故に係る責任

### ② 行政上の責任

行政上の責任とは、警察や公安委員会が行う処分に従わなければならない責任のことです。交通事故を起こしたり、交通違反をすると、点数制度の基準により、運転免許の停止や取消し等の処分が行われます。

企業に対する行政処分としては、自動車の使用制限や安全運転管理者の解任命令があります。



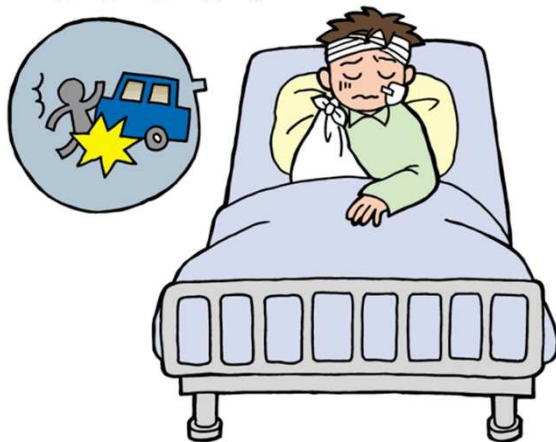
# 3 交通ルール遵守の 職場づくり

## ○ 交通事故に係る責任

### ③ 民事上の責任

民事上の責任とは、すなわち、賠償責任です。企業に賠償責任が負わされれば、場合によっては、企業の経営を脅かす要因ともなります。

交通事故の裁判では、刑事責任が問われない場合でも、賠償責任が問われるケースがあります。



### 3 交通ルール遵守の 職場づくり

#### ○ 交通事故に係る責任

##### ④ 社会的責任

企業は、運転者が事故に遭わないようにする責任があるとともに、事業活動のために公共の道路を利用して自動車を運行させるなど、社会を基盤にしているため、責任を果たすことが求められます。

社会に迷惑を与えない責任

地域社会の安全を確保する責任

従業員と家族を守る責任





### 3 交通ルール遵守の 職場づくり

#### ○ 交通ルール遵守気運の醸成

##### 安全運転の基本は、法令遵守

企業が交通安全に真剣に取り組み、交通ルールを遵守することで、「交通事故を起こさない」という方針を従業員に示しましょう。

日々の安全運転管理業務の中で、「法令遵守と安全運転」について指導するとともに、安全運転管理者が、法令を遵守し、自らが従業員の模範となる運転をしましょう。



### 3 交通ルール遵守の 職場づくり

#### ○ 交通安全の取組で地域の安全に貢献

##### 企業と地域社会は共存共栄

従業員が社有車で、法令を無視した運転を行ったり、交通事故を起こした場合は、地域の安全・安心を阻害していることとなります。

しかし、従業員が、事業所周辺の通学路などで法令を遵守し、安全運転に徹することは、地域の安全を高めていると言えます。



### 3 交通ルール遵守の 職場づくり

#### ○ 交通違反・ヒヤリハットは事故の前兆

「交通違反をしない」という意識を持つ

安全運転管理者は、従業員に、交通違反の軽重を問わず、「交通違反は事故の前兆」であり、「交通違反をしない」という意識をもって運転するよう管理、指導しましょう。

そのためには、従業員の交通違反等を把握することが必要です。

運転者に違反を報告させるしくみ

運転記録証明書を事業所として申請し、把握

交通違反に対する社内ルールを整備

交通事故の報告だけでなく、ヒヤリハット体験の共有

## 4 歩行者の安全確保



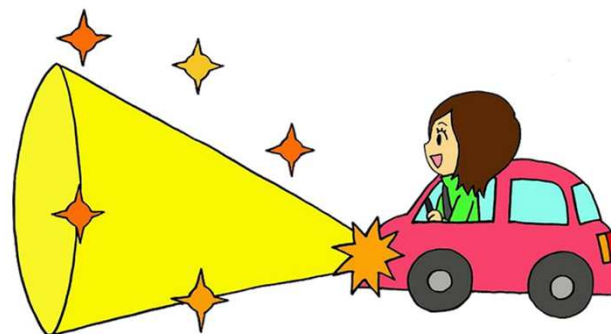
○ 横断歩道は、歩行者優先

### 横断歩道のルール

運転者は、横断歩道に近づいた場合、次のルールを守るように指導しましょう。

- ① 横断する歩行者がいなかったことが明らかな場合のほかは、横断歩道の手前で停止できるように速度を落として進行しなければなりません。
- ② 横断歩道横断中の歩行者や、横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止して、道を譲らなければなりません。
- ③ 横断歩道の手前に停止している車がある時は、そのそばを通過して前方に出る前に一時停止をしなければなりません。
- ④ 横断歩道とその手前30m以内の場所では追い越しも追い抜きもしてはいけません。

## 4 歩行者の安全確保



### ○ 薄暮時、夜間の交通事故防止

**夜間は、原則ハイビームが基本**

薄暮時は、歩行者や車両の発見が遅れたり、相手との距離や速度が分かりにくくなる、事故多発時間帯です。

早めにライトを点灯することで、車の存在を周囲に知らせるとともに、歩行者等の早期発見に努めましょう。

また、夜間、走行するときは、原則ハイビームが基本です。ハイビームにすることで、遠くの歩行者を発見することができます。

ロービームでの走行は、先行車や対向車がいる場合など、状況に応じてこまめに切り替えましょう。

## 4 歩行者の安全確保

### ○ 子どもの特性

**注意散漫、体が小さく死角に入りやすい**

子どもは、一つの者に注意が向くと、周りのものが目に入らなくなる場合があります。

- 遊びに夢中で近づいてくる車に気付かない
- ボールを追いかけて道路に飛び出す
- 道路の反対側の家族や友だちを見つけて、道路に飛び出す

など、危険な行為をしてしまうところがあります。

歩道に子どもを見かけたときや、学校や公園付近では、「子どもが飛び出してくるかもしれない」と予測し、速度を落として慎重に走行しましょう。



## 4 歩行者の安全確保

### ○ 高齢者の特性

#### 判断力、知覚機能の低下、体の衰え

高齢者は、判断力、知覚機能の低下により、車との距離感や速度を正しく判断できない、危険を回避しようとしても、体の衰えにより、とっさの行動ができないなどの特性があります。

運転者からすると、ある程度、車で近づいた時点で、高齢者が突然、横断し始めたと感じることもあるかもしれません。

また、高齢者は黒っぽい服を好んで着用する傾向があるので、夜間は発見が遅れがちです。ハイビームを活用して、歩行者の早期発見に努めましょう。

高齢者を見かけたら、速度を落とし、その動静には注意して走行するよう心がけましょう。





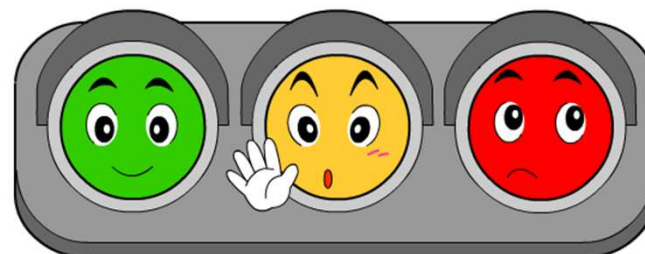
## 5 交差点の安全通行

### ○ 交通事故を起こさない管理と指導

#### イエローストップ

黄色信号は、停止線をこえて進行してはならない、つまり、「止まれ」です。ただし、黄色信号に変わったときに停止位置に近づいており、安全に停止することができないときは、そのまま進むことができるという意味です。

従業員には、黄色信号の意味を正しく理解させることが大切です。「イエローストップ」の励行を徹底して、慎重に交差点を通行させることを習慣化していきましょう。





## 5 交差点の安全通行

- 交通事故を起こさない管理と指導

### 一時停止標識

一時停止場所では、確実に車両を停止後、安全を確認し、交差道路の通行車両等の進行を妨げてはいけません。

停止とは、完全に車が停止することです。しかし、実際には少し減速した程度で安全確認を十分に行わず、交差点を通過する車両も多く見られます。

従業員には、一時停止場所は危険な交差点であることを伝え、

### 完全な一時停止

を徹底するよう指導しましょう。



## 6 制限速度と車間距離

### ○ 速度超過の危険

従業員に速度超過の危険について、次のことを理解させましょう。

#### ① 危険を見落とす可能性がある

速度を出すと、動体視力が低下し、視野も狭くなります。つまり、危険な要因を見落とす可能性が高くなります。

#### ② 事故時の衝撃力が大きい

車の重量に比例、速度の2乗に比例して大きくなるので、衝突時のダメージが大きくなります。

#### ③ 停止距離が延びる

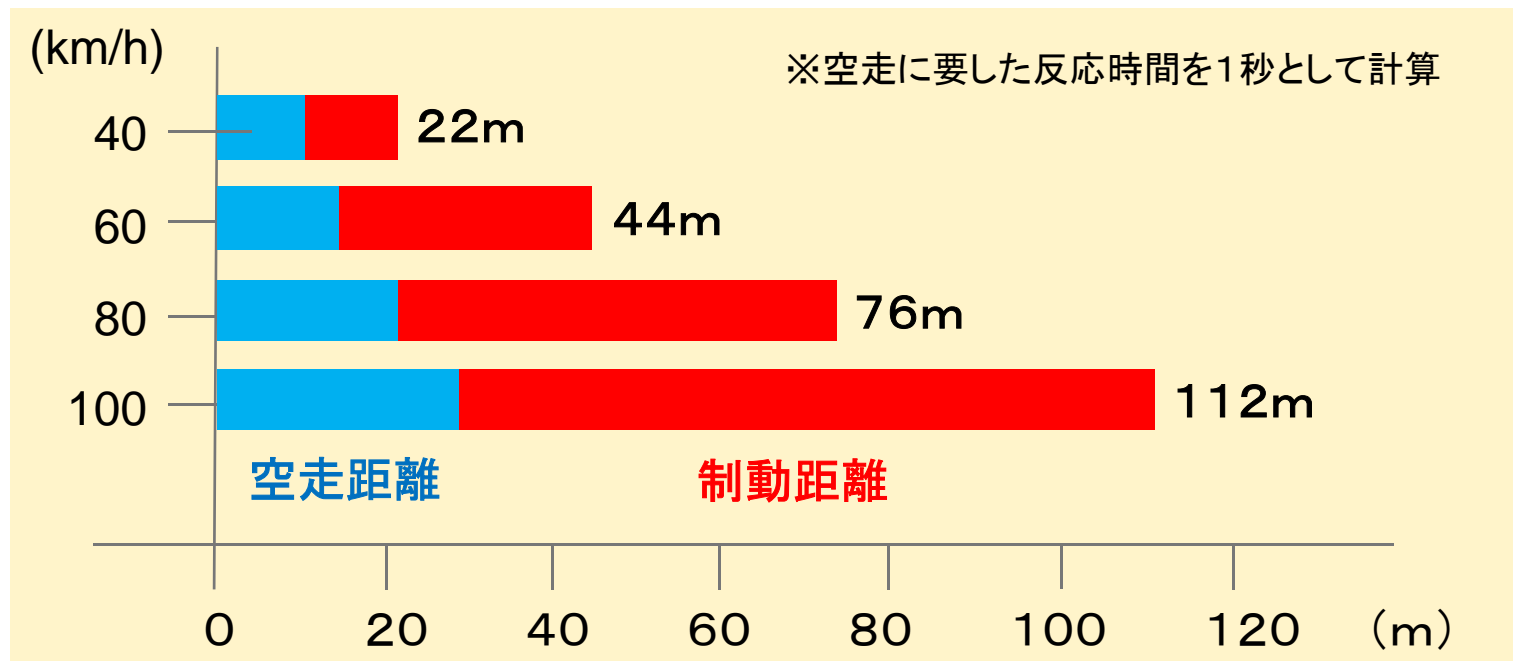
車の制動距離は、速度の2乗に比例して長くなるので、危険を発見しても停止できません。

## 6 制限速度と車間距離

車は急に  
止まらない！

### ○ 適切な車間距離

運転者が走行中に前方の危険要因に気づいて、車を停止させるまでには、車の速度に応じた距離が必要です。



速度と停止距離の目安(普通乗用車)

## 6 制限速度と車間距離

### ○ 適切な車間距離

#### 車間距離をとるメリット

##### ① 前車のトラブルに対応できる

前車の急ブレーキや事故などのトラブルに余裕をもって対応できます。

##### ② 落下物を回避できる

落下物への対応も車間距離をとることで、余裕を持って回避できます。

##### ③ 多重事故の防止

万が一、後続車が追突してきた場合も、前車に衝突するリスクが低下します。

# 7 危険な運転の防止



## ○ 飲酒運転の防止

飲酒事故は死亡事故につながりやすい

アルコール摂取量の基準であるお酒の1単位とは、純アルコールに換算したときの20gにあたります。体重60kgの人が1単位のアルコールを摂取した場合、体内に3~4時間アルコールがたまっているとされます。翌日に運転の予定がある人は、飲酒は1単位までとし、早めに切り上げましょう。

アルコール摂取量の基準とされるお酒の1単位

ビール 5%	日本酒 15%	ウイスキー 43%	ワイン 14%	缶チューハイ 5%	焼酎・泡盛 25%
中びん1本 500ml	1合 180ml	ダブル1杯 60ml	小グラス2杯 約80ml	1.5缶 約520ml	コップ半分 約110ml

## 7 危険な運転の防止

### ○ 飲酒運転の防止対策

#### ① 運転前のアルコール検査

過度な飲酒や深酒で前日の酒が残っているときもあるので、わずかでも検出されたら、当日の運転は禁止としましょう。

#### ② 宴会は、交通手段をチェック・ハンドルキーパーを決める

参加者の中から、酒を飲まずに参加するハンドルキーパーを決めて、ハンドルキーパーであることを知らせるバッジなどをつけましょう。

#### ③ 飲酒運転をしないという強い意識を持つ

飲酒運転の防止は、最終的には、ドライバー本人の自覚です。

飲酒運転の罰則、危険性を日頃から広報しましょう。また、罰則だけでなく、会社として、解雇や停職という厳しい処分があると飲酒運転の抑止力になります。





# 飲酒運転の根絶!

飲酒運転は絶対にしない、させない

## 飲酒運転には厳しい処分が!

### 酒酔い運転



無条件で……

**35点** 欠格期間3年  
**免許取消し**

### 酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度  
0.25mg/ℓ以上

**25点** 欠格期間2年  
**免許取消し**

呼気中アルコール濃度  
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

**13点**  
**免許停止** 90日

**欠格期間の上限は10年!**

酒酔い運転をした場合 **3年**  
さらに 死亡事故を起こした場合 **7年**  
さらに ひき逃げをした場合 **10年**

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合

※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

## 運転者にも運転者以外にも厳しい罰が!

### 運転者



**酒酔い運転**  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
**酒気帯び運転**  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 車両の提供者



**酒酔い運転**  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
**酒気帯び運転**  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 酒類の提供者・車両の同乗者



**酒酔い運転**  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
**酒気帯び運転**  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が!

### 脳への影響

情報処理能力の低下  
注意力の低下  
判断力の低下

### 運転への影響



**死亡事故率 8.7倍**

(飲酒なしと比較した場合)

## 酒類を提供するお店の方へのお願い

### 来店時の対応

お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。

### 店内での対応

車を運転するお客さま(ハンドルキーパー)には、絶対に酒類を提供しないでください。

### 帰宅時の対応

お客さまが運転代行等を依頼して帰るときは、その確認ができるまで車のキーをお預かりください。

**酒類を提供したお店の方も厳しく罰せられます!**

## 「ハンドルキーパー運動」にご協力ください



### ハンドルキーパーとは?

自動車仲間と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。



# 7 危険な運転の防止



## ○ ながら運転の危険

ながら運転・・・運転中に、携帯電話やスマートフォンを手に持って使用したり、画面をじっと見たりすること

例えば、走行中、2秒間にわき見運転をして進む距離は、**40km/hのとき、約22m** も進んでしまいます。

前方の危険に気づかず、回避できない！

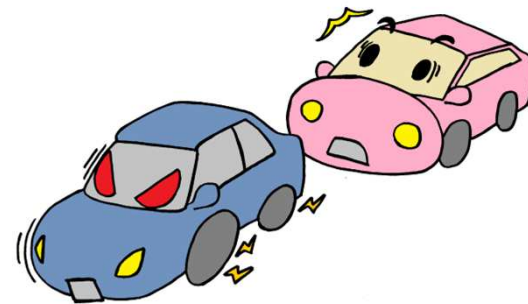


## 【運転中の携帯電話の使用を防止する方法】

- 携帯電話の電源を切っておく
- 電話がかかってきた場合に、運転中であることを流すメッセージ機能を活用する
- 会社から運転者に連絡するときは、呼び出し音を1回 鳴らして切り、運転者が安全な場所でかけ直す等の対応方法を事業所全体で決めておく



## 7 危険な運転の防止



### ○ あおり運転の危険

あおり運転は、人の命にかかわる悪質で危険な運転です。

あおり運転は重大事故になるおそれがあること、また、暴行罪の適用や 運転免許の停止処分をうけるおそれがあること、事業所のイメージが大きく低下するといったことを従業員に周知しましょう。

### 【あおり運転を受けた場合】

- 相手にせず、速やかに進路を譲る
- 安全な場所に車を止め、車外に出ることなく、110番通報する
- ドアをロックして、窓を絶対に開けない
- ドライブレコーダーやカメラを有効活用する

